

● 保険料と医療費の負担の仕組み～保険料は医療費の大切な財源です～

医療費は、被保険者が病院などで支払う窓口負担額と、保険から給付される医療給付費で構成されています。この医療給付費のうち、約1割を被保険者が保険料として負担します。

＊＊＊保険料は県内同じ基準で算定され、お一人おひとりが負担します＊＊＊



※1 総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入一公的年金等控除額」、「給与収入一給与所得控除額」、「事業収入一必要経費」等で、各種所得控除前の金額です。障害・遺族・老齢福祉年金は非課税年金のため、保険料算定の基礎となる所得には含まれません。

※2 令和5年中の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者の所得割率は、11.02%になります。

※3 昭和24年3月31日以前に生まれた者、令和7年3月31日までに障害認定により被保険者の資格を有している者の賦課限度額は、73万円になります。

保険料の軽減【令和6年】

①均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて、均等割額（年額 60,004 円）を軽減します。

対象者の所得要件 同一世帯※1内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額※2の合計額	軽減割合	軽減後の均等割額（年額）
43万円（基礎控除額） +10万円×（給与所得者等の数－1）※3 以下	7割	18,001円
43万円（基礎控除額）+29.5万円×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数－1）※3 以下	5割	30,002円
43万円（基礎控除額）+54.5万円×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数－1）※3 以下	2割	48,003円

※1「同一世帯」とは、4月1日時点(年度途中で75歳になる方、県外からの転入者等はその時点)の世帯が基準となります。

※2「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の方の公的年金は、「公的年金等収入一公的年金等控除額15万円」となる等、例外があります。

※3下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます。

②後期高齢者医療制度に加入される前に社会保険の被扶養者であった方への軽減

社会保険とは、協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合などになります。ただし、国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

均等割額：5割軽減（年額 30,002円）

※ 均等割額の軽減については、制度加入後2年間限りです。

※ 均等割額が7割軽減に該当する方は、7割軽減が優先となります。

※ 所得割額はかかりません。

保険料の減免

災害や所得の著しい減少など、特別な事情により保険料を納めることができなく困ったときは、申請により保険料が減免される場合があります。

種類	減免基準
災害	震災、風水害、火災などの災害により、被保険者等※の財産に一定以上の損害を受けた場合
所得減少	被保険者等※の所得が、事業の休廃止や失業などにより前年に比べ30%以上減少し、かつ310万円以下の場合
生活保護	生活保護の適用を受けるようになった場合
給付制限	刑事施設などに収監され給付を受けられない期間が月をまたがってあった場合

※ 被保険者等には、被保険者と同一世帯の世帯主及び他の被保険者を含みます。

●県外へ転出された方など

現在、福岡県の被保険者資格がない方でも、令和6年4月以降に加入期間が1か月以上あった場合は、月割計算した保険料額を納めます。

●福岡県内の他市町村から岡垣町に転入された方（※年間の保険料額は変わりません。）

・岡垣町に転入した月の前月分までの保険料・・・転入前の市町村に納めます。

・岡垣町に転入した月からの保険料・・・・・・岡垣町に納めます。

● 保険料の納め方

保険料の納め方は、受給している年金の額等によって、「年金から天引きされる特別徴収」と「納付書などで納める普通徴収」の2つおりに分かれます。

